

《資料紹介》

校祖 渡邊辰五郎翁の手跡

林 宏一・鴻池由香里

《Report on investigation of museum collections》

The handwriting of Tatsugoro Watanabe

Kōichi HAYASHI, Yukari KONOIKE

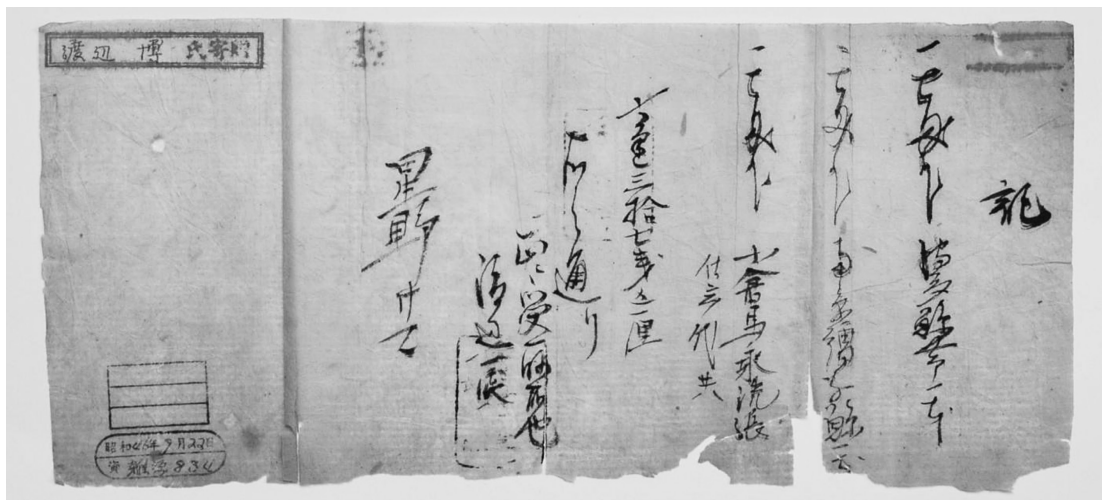
はじめに

本紀要第16集において、当博物館所蔵の辰五郎翁書簡4点についてその内容を詳しく紹介した。

この書簡以外に、さらに1点、辰五郎翁自筆の書付が収蔵されている。1971年（昭和46）9月22日、渡邊博氏（二代目校長渡邊滋次男）から寄贈されたもので、博物館収蔵文書・書籍の分類整理を担当してきた鴻池が、折にふれ解読作業を進めていたところであったが、途中から林が加わり、ようやくその作業を終えたのは今年の夏頃であった。書付の内容は、発行年月日を明らかにしないが「星野さま」宛の鯨帯、その他に関する代金受取書である。ここにその内容を報告し、大方の参考に供したい。

1. 渡邊辰五郎筆「代金受取書」

渡邊博氏寄贈 受付日 昭和46年9月22日 整理番号 雑学843
洋紙一紙 縦12.1×横26.7cm 四つ折り 劣化・破損あり



(本文)

記

- 一 七匁也 博多鯨帯一本
- 一 七匁也 南京縹子鯨一本
- 一 七匁也 小倉馬乗洗張
仕立代共

メ金三拾七錢五厘

(黒字隅丸長方印)

右之通り

正ニ受取所也

渡辺辰(黒字隅丸長方印)

星野サマ

図版からも知られるとおり、紙質の劣化が進み茶褐色の変色がめだつ。四つ折りの折線個所には亀裂が走り、下端の右半分は脆弱化によるめだつた破損個所がある。

明治時代に多い片仮名交じり行書体の受取書で、宛先は「星野サマ」、内容は「博多鯨帯一本(七匁)、南京縹子鯨帯一本(七匁)、小倉馬乗[袴]洗張・仕立代共(七匁)の代金メて37錢5厘を正に受取った」旨を、やや右上がりの角ばった書体で、かなり先のチビた細筆を用いて手早く書いている。書面中央「メ金三拾七錢五厘」の個所と受取りの署名「渡辺辰」の個所に黒字隅丸長方印(縦3.4×横2.3cm)が二顆押されているが、印文は不明である。

ここに挙げられた品目の概要を、参考までに紹介しておこう。

「博多帯」博多織りによる単帯。練糸を使った平織物。博多織りは、経糸の張りを強くし、それに太い^{ぬきいと}緯糸を強くたたきこむように織り入れるので、経糸が緯糸をくるみ込んでいるような状態となり、横畝のあるかたい地合で、柄が縦に織り出されたもの。緊密な織りなので絹糸の美しい艶があり、使用時に絹鳴りがする。地質がしっかりしており、また地と文は逆となるが表裏の柄が同じとなるため単帯として重用される。

「鯨帯」江戸時代の天和年間頃からはじまるもので、唐織・縹珍・段子など締めにくい帯の片側に縹子をつけて、締めやすく仕立てたもの。

「南京縹子」絹・綿交織の八枚縹子の呼称。明治維新前後中国から盛んに輸入されていた交織の縹子を模して、明治六年西陣で織り出したもの。また、明治12年、桐生で同様の絹・綿交織の縹子を織り出し、浅草の観光社から売り出したものを「観光縹子」と呼び、以後これが通称となる。

受取書という実務的なものなので、書体も素っ気ないといえど素っ気ない。しかし、筆運びや字配りをみると手慣れた様子が見てとれ、この種の受取書を何回となく書き重ね、品物を納めた先に発行していた様子が読み取れる。

発行年月日が記入されていないので、正確な時代を知りたい。しかし、内容的には博多鯨帯、

南京縐子鯨帯、小倉馬乗袴等日常使いの衣料に関わることなので、辰五郎翁が江戸での裁縫修業を終えて郷里長南の生家に帰り、和洋仕立物や裁縫教授に従事していた頃の、比較的初期のものと想定される。この事は、本受取書に添えられている1通の書状によって、より明らかなものとなる。差出人は深山隆、宛先は二代目校長渡邊滋。以下、その内容を紹介する。

2. 渡邊滋宛 深山隆書状

渡辺博寄贈 昭和46年9月22日 雑学833

和紙（巻紙一紙） ヤケ、折れ切れ 破れ 縦17.5×横83.0cm 包紙 封筒なし

（本文）

謹啓故先生能御筆

蹟なる受取書本日当

町伊勢屋主人より届け

られ候間取敢へず御

郵送申上所也書中年

代の記入無之きは遺憾

に候へど星野氏より承り候

儘を書き添へ申し上候

一、宛名に「星野サマ」とあるは

現住鶴舞星野伊三郎氏

（当時ハ小〈学〉校前に酒造を営み居りしと）

なりと、全氏の妻六十八歳の老

人は故先生より長南在住能折

仕立物など教はりし由

一、「七匆也」とは当時の銀目なりと

一、年代は確か尔せねど明治の初

年尔は疑ひなしと

尚學校在職中能書類並ニ

雛形尺尔関しては鶴舞

校とも打合せ搜索方

心掛け申し度右要用

まで 敬具

五月廿九日 深山隆

渡邊先生

御侍史

本状も発行年を明らかにしないが、深山隆なる人物が入手した故先生（辰五郎翁）自筆の受取書を二代目校長渡邊滋あて送り届けた際の書状である。この書状により、二代目校長滋が校祖辰五郎翁の長南町活動時代の遺品收拾を企て、深山隆なる人物にその搜索・収集方を依頼していた事実が明らかにされる。

封筒が残っていないため、投函地・投函年月日も確認できない。この文面を整理要約すると、以下のようなになる。

- ①某年5月29日、当受取書を当町伊勢屋主人より入手した。発行年の記入がないのが残念だが、とりあえず郵送する。
- ②星野氏より承った内容は、次のとおり。
 - ・宛名「星野サマ」は、鶴舞に現住する星野伊三郎氏。受取書が書かれた当時は小学校前で酒造業を営んでいた。
 - ・同氏の六十八歳になる妻女は、長南町在住の折辰五郎翁より仕立物などの教授を受けていた。
 - ・「七匁也」は、当時の通貨単位
 - ・受取書の発行年は不明ながら、明治初年であることは疑いない。
- ③（辰五郎翁）学校在職中の書類や雛形尺に関する資料は、引き続き鶴舞校とも打合わせ、その所在を搜索する所存である。

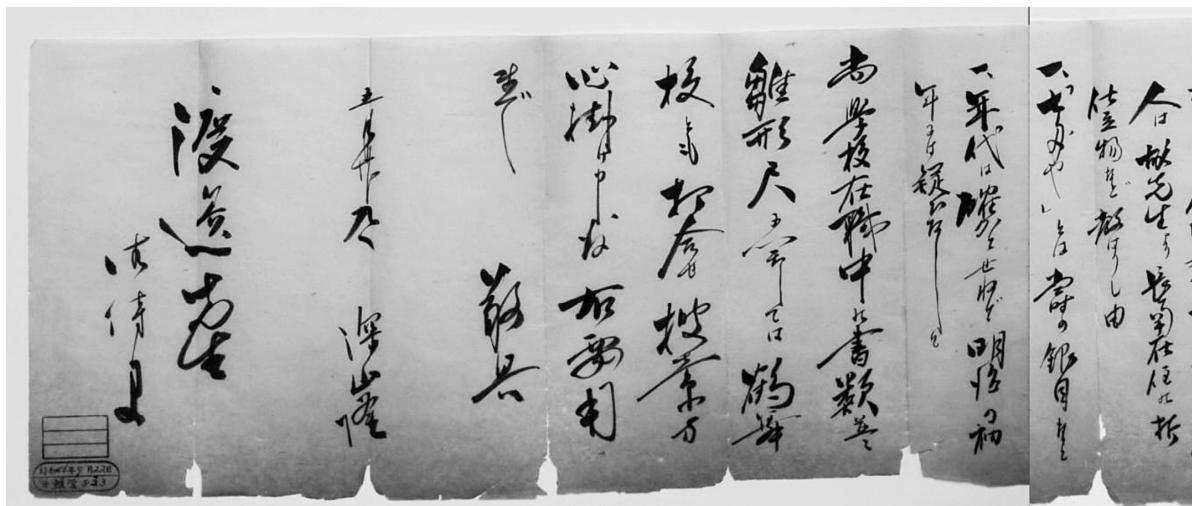
これによれば、本受取書は深山隆が「当町伊勢屋主人」なる人物から入手したことが知られる。②の記述により、受取書の宛先「星野サマ」は鶴舞町現住の「星野伊三郎」氏であり、同氏が本来の当受取書の所蔵者であったこと、それを「伊勢屋主人」が何らかの伝手で「星野サマ」から入手したことが明らかとなる。

投函地が不明なこともあって、一読しただけではいくつか腑に落ちない点が残る。

ア. そもそも深山隆にこの書付を届けた「当町伊勢屋主人」とは誰なのか？

イ. 「当町」とは「長南」なのか、「鶴舞」なのか？

ウ. 「伊勢屋主人」と「星野氏より承り候儘を書き添へ申し上候」の「星野氏」とはどういう関係にあるのか？ 同一人とも理解されるが、読み取りようによっては別人のようにもみなさ



渡邊滋宛 深山隆書状

れる節がある。

エ. あわせてこの「星野氏」と受取書の宛先「星野サマ」すなわち「星野伊三郎」氏はどういう関係にあるのか？

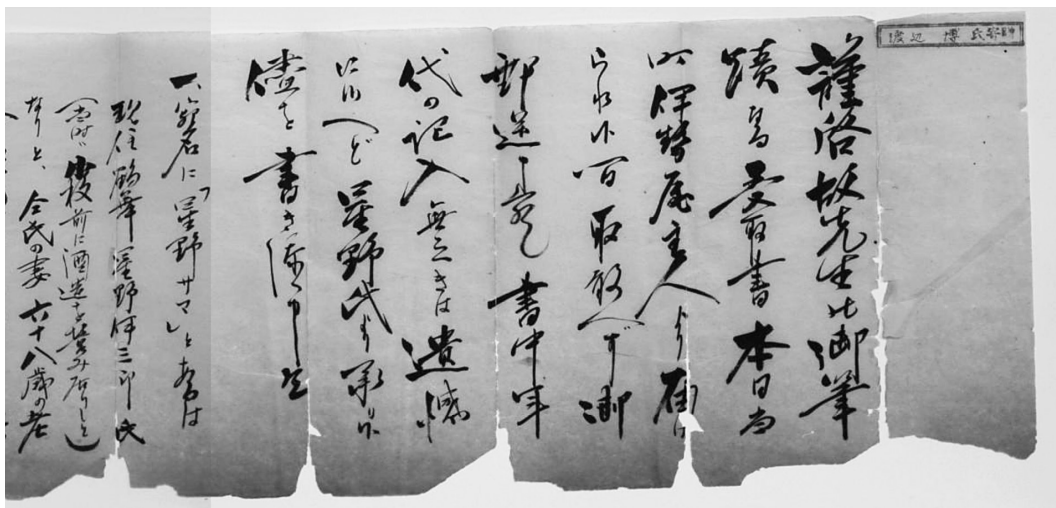
ア、ウ、エの疑問は相互に関連している。「星野氏より承り候儘…」とあるが、「伊勢屋主人」と「星野氏」が別人であれば、「星野氏」は「星野サマ＝星野伊三郎氏」ということになり、②の内容は、「伊勢屋主人」が「星野サマ」から聞き取った内容を深山隆が伝聞し記述したものと理解できる。あるいは深山隆が改めて「星野サマ＝星野伊三郎氏」と直接面談し聞き取った内容を記述したとの解釈も可能である。

一方、「伊勢屋主人」と「星野氏」が同一人であれば、②の内容は伊勢屋主人＝星野氏から深山隆が伝聞した事柄を列記したものとなり、深山隆は「星野サマ」とは接触していないものと理解される。「伊勢屋主人より届けられ候間取敢へず御郵送申上所」の文言からすれば、こちらと考えるのが素直であろう。

このあたりの判断は直接長南や鶴舞の地に探索の手をのばし、当時の事情に詳しい人物か該当の資料にあたるしかないが、とりあえず机上の調査を進めると、以下の事が明らかとなった。

1. 受取書の宛先「星野サマ」、すなわち鶴舞町現住の「星野伊三郎」氏が往時酒造業を営んでいたことは、『長南町史』（昭和48年3月 長南町）所収明治12年（1879）8月の長生地方の酒造業者を対象とした「清酒造社中規約書」（大戸利巳家文書）署名中、「旧七大区二小区」の条にその名を載せることから証せられる。ただし、「旧七大区二小区」の地が、長南町、鶴舞町どちらにあたるのかは、「当時の小学校前」の地とともに検討を要する。
2. 「伊勢屋主人」については、長南町に江戸時代以来医院兼薬屋の業を営んで300有余年の歴史を誇る「いせや星野薬局」が存在する。伊勢国長島藩御典医見習を祖に持つ同薬局は、代々「伊勢屋伊兵衛」を名乗り現当主で14代目を数え、「いせや星野」を店名とするおり、「星野」を姓とされているようである。これが「伊勢屋主人」に該当すると思われる。

このことからすると、当書状にいう「伊勢屋主人」とはこの「いせや星野薬局」の当時の当主と想定され、文中にいう「伊勢屋主人」と「星野氏」は同一人であり、受取書の宛先「星野サマ」と



は別人であり、「当町」とは「長南町」と理解される。あわせて②にいう内容は、深山隆が「伊勢屋主人＝星野氏」から伝聞した事柄であったと判断されよう。

3. 「星野伊三郎氏」と「伊勢屋星野氏」

それでは、この「星野伊三郎氏」と「伊勢屋星野氏」はどのような人物でいかなる関係にあり、いつ頃の方なのか？これが判れば本「受取書」及び「深山隆添状」のおおよその年代も自ずと明らかになってくる。

この疑問を解くために、今回不躰ながら当の長南町「いせや星野薬局」様に直接問い合わせたところ、御親切にも同家作成の『伊勢屋星野氏』及び『酒倉家星野氏』系図写しを御提供賜った。この系図により、長南町の旧家星野氏には本家『伊勢屋星野氏』と分家『酒倉家星野氏』の二流のあることを知ることができた。

深山隆が「明治の初年には疑ひなし」と説いたように、辰五郎翁の「受取書」が、慶応4年(1868)翁帰郷から明治14年(1881)再上京までの頃のものという見方を基本にして、この両系図を比較照合すると、ほぼ以下のようなことが見えてくる。

まず「星野伊三郎」氏だが、初代伊勢屋伊兵衛(享和2・1802歿)にはじまる『伊勢屋星野氏』の三代目伊兵衛(天保9・1838歿)と後妻「まち」(天保15・1844歿)との間に生まれた次男「伊三郎」が初代酒倉家伊三郎(明治6・1873 69歳歿)となった。

初代伊三郎長男の二代目菊太郎は27歳で早世する。『酒倉家星野氏』系図によれば、26歳で後家となった菊太郎の妻美代が大正11年(1922)11月に85歳で亡くなっていることからすると、菊太郎は天保8年(1837)生まれで、没年は文久3年(1863)ということになる。

菊太郎の長男が「伊三郎」を名乗り、酒倉家三代目となる。彼の妻「ふさ」は本家伊勢屋星野氏五代目伊兵衛(のち伊知郎と改名、明治32・1899 78歳歿)の長女であった。三代目伊三郎氏は大正6年(1917)9月に歿、妻ふさ女は昭和11(1936)年11月に歿している。ともに行年を明らかにしないが、妻ふさ女はかなり長寿を保たれたようである。

これによれば深山隆書状の「星野伊三郎」氏は初代とも三代目とも該当する可能性があるが、いったいどちらであろうか？この判断は、同書状に見える「全氏の妻六十八歳の老人は故先生より長南在住能折仕立物など教はりし由」の記述が決め手となる。長南町在住時代に辰五郎翁より仕立物等の教えを受けたとなると、その頃の年齢は十歳前後から十代中頃のことと考えられる。初代伊三郎の妻「里代」は明治16年(1883)7月に72歳で亡くなっていることからすると、これには当てはまらない。三代目伊三郎の妻「ふさ」は、先にもふれたように行年を明らかにしないが長寿を全うされたようだから、生年は安政～万延の頃に求められよう。十代の頃に辰五郎翁の教授を受けたと想定すると「全氏の妻六十八歳の老人」はふさ女に当てはまるのがもっともふさわしい。このことからすれば、辰五郎翁の受取書の宛先「星野サマ」並びに深山隆書状の「星野伊三郎」氏は「三代目伊三郎」氏と判断するのが妥当のようである。

「三代目伊三郎」氏は二代目菊太郎の早世を受け若くして酒倉家当主を継いだようで、前述した

明治12年（1879）8月の長生地方の酒造業者を対象とした「清酒造社中規約書」（大戸利巳家文書）に見える「星野伊三郎」は氏のことと理解される。場所は、長南町の小学校前とみてよいであろう。ただ、深山隆書状に「現住鶴舞」とあるから、ある時期に酒造業を廃業するなどして鶴舞に移住したようである。ちなみに「鶴舞」は、『角川日本地名大辞典12 千葉県』（角川書店 1984・3）によれば、もと石川村の一部で桐木台と呼ばれた原野で、明治元年（1868）旧浜松藩主井上正直が入封して開発し、同二年藩庁を置いたが、六月版籍奉還となり、同四年七月鶴舞県（同十一月木更津県）、明治五年鶴舞村となった、とみえる新興の村であった。こうした当時の動静が三代目伊三郎氏の鶴舞移住に繋がったかもしれない。

一方の「伊勢屋星野氏」はどなたであろうか？この判断は、当の深山隆書状の差出年とリンクしてくる。

そもそも二代目校長渡邊滋が、初代校長辰五郎翁の長南町時代の遺品を探索しようと企てたのになが契機であったろう。おそらく明治40年（1907）5月に辰五郎翁が亡くなり、二代目校長に就任して程ない頃に、長南町時代の父の活動を確認しておこうという意図がうまれたものと想定される。深山隆に現地での探索を依頼した成果として、この受取書の発見となるのだが、その時「星野伊三郎」氏は鶴舞に現住しており、妻女は68歳であったとある。三代目伊三郎氏は前述したように大正6年（1917）9月に亡くなっていることから、それ以前であることは確かである。また、妻女の「ふさ」女がその時68歳であったこと等を勘案すると、おおむね書状の差出年は明治末から大正初めの頃に求められよう。

この頃に該当する伊勢屋星野氏の当主を『伊勢屋星野氏』系図にあたると、七代目星野市太郎氏が浮かんでくる。市太郎氏は昭和20年1月に79歳で亡くなっている。生年は慶応3年（1867）となり、この頃は40代の働き盛りの年齢にある。先代の六代目伊兵衛氏は既に明治36年（1903）に亡くなっているから、時期的にふさわしいのはこの市太郎氏となろう。深山隆に辰五郎翁の「星野サマ宛受取書」を届けたのは、六代目星野市太郎氏と判断しておきたい。

本状の差出人深山隆は、現在のところ詳細を明らかにしない。封筒がないため差出人の居住地も確認できないが、「当町伊勢屋主人」、「現住鶴舞星野伊三郎氏」、「長南在住能折」、「鶴舞校とも打合せ」等の文言から勘案すると、地元長南町在住の人物と推定される

4. 再び「代金受取書」について

さて、以上により二代目校長渡邊滋宛深山隆書状に見える「星野伊三郎氏」と「伊勢屋星野氏」の人物像、及び同書状のおおよその差出時期はほぼ明らかとなった。それでは当の辰五郎翁筆「代金受取書」は、改めていったい何時ころの発行なのであろうか？「伊勢屋星野氏」が伝えたとおり「明治の初年尓は疑ひなし」ではあるが、このことをいま一度確認しておきたい。

辰五郎翁が江戸での仕立屋奉公を終え、家督相続のため生地長南に帰郷したのは慶応4年（1868）1月であった。4月から自宅で裁縫教授を始め、傍ら仕立屋の看板を上げて繁盛し近隣に評判を高くしたのは、年号改まった明治元年から4・5年の頃とされる。この間当受取書に見られる

ような衣装小物の販売や洗い張り等の商いも手がけていたようで、明治4年（1871）には従弟松本順一郎の祖父與七の勧めと後援を受けて近くの茂原の市場で月6回ほど呉服の店を開業していたことが知られている。こうした長南の自宅や茂原市場での商いに際して、このような受取書を数多く発行していたことは容易に想像がつく。

この後明治7年（1874）5月、辰五郎翁は要請を受けて前年に設置された長南小学校で裁縫を教えることとなり、同11年には併せて隣村の鶴舞小学校での教授も無報酬で引き受け、隔日に草鞋ばきで通ったことが知られている。さらに翌12年（1879）には千葉師範学校長那珂通世の招請により新設の千葉女子師範学校の教師補に着任し、次第に裁縫教育の世界に活動の重心を移していくようになる。

おそらく当受取書の発行はこの間の頃と想定されよう。さらに絞り込むなら、同書中に「南京縐子鯨帯」が見える。前に紹介したとおり「南京縐子」は、「明治維新前後中国から盛んに輸入されていた交織の縐子を模して、明治六年西陣で織り出したもの」（『服装大百科事典』文化服装学院出版局 1969）とある。これに従うなら当受取書の発行は明治6・7年頃と推定しても大きな誤りではなさそうに考えられるがいかがであろうか。

おわりに

以上、博物館に収蔵される校祖辰五郎翁の「星野サマ宛受取書」と二代目校長渡邊滋宛「深山隆筆書状」の紹介と、その内容についての調査成果を述べてきた。

これにより当受取書は明治初年の頃、より限定するなら明治6・7年頃に発行されたもので、宛先の「星野サマ」は長南町酒倉星野家三代目伊三郎氏、また、深山隆にこの受取書を提供したのは酒倉家の本家で、同じく長南町で江戸時代以来医院兼薬局を営んできた「いせや星野薬局」七代目星野市太郎氏であろうことが明らかとなった。

二代目校長渡邊滋が校祖辰五郎翁の長南町活動時代の遺品収拾を企て、深山隆なる人物にその探索・収集方を依頼した成果の一つがこの受取書ということになるが、これ以外にこうした資料が見当たらないことからすると、この計画はあまり芳しい成果を挙げられなかったようである。

とはいえ当受取書が、江戸での修業を終え、長南町に帰郷後の辰五郎翁の活動の実際を知る上に貴重な資料であることは多言を要しない。数少ない辰五郎翁の自筆資料として、今後完好な保管を期していきたい。

（文責 林）

[追記] この稿をなすにあたって長南町「いせや星野薬局」星野眞紗子様、十四代目御当主星野悟様には私家版『伊勢屋星野氏・酒倉家星野氏系図』の御提供や内容の一部の公表の御承諾など御懇切な御協力を賜った。記して、深甚なる感謝の意を表させていただく。

また、学内での資料探索・収集には当館学芸員高橋佐貴子、三友昌子及び事務長太田八重美諸氏に御協力をいただいた。ここに心からのお礼を申し上げさせていただく。